８．環境衛生

環境衛生対策のうち、衛生害虫等の対策は、従来、感染症予防対策として病気を媒介する害虫（動物）を駆除することが目的となっていましたが、住環境の改善など生活環境が向上するに従い、また、医療技術の進歩とも相まって、媒介害虫による感染症の発生はほとんど見られなくなっています。しかしながら、一方では、急激な都市化による環境の変化や住民意識の変化に伴って、衛生害虫（媒介害虫ではないものの、人体に対して、吸血・刺咬によりかゆみや痛みを与えたり、皮膚炎やアレルギーを生じさせる有害害虫及び見た目や大量発生による気持ち悪さなど、精神的な不快感を与える不快害虫）を対象とした苦情が増えており、その駆除対策が大きなウェイトを占めてきています。

狂犬病予防対策として、法に基づく飼い犬の登録や集合注射業務等を行っていますが、この業務に関連して、犬のフンによる迷惑防止などの啓発も行っています。

また、平成 26 年 6 月より、「松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則」に基づき、手術費用の一部助成を実施しています。

住宅地に隣接する雑草地については、衛生害虫の発生など環境衛生面の問題ばかりでなく、景観や防犯の面からも苦情が多く、本市では、「あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定して所有者等に対する刈り取り指導を行っています。

（１）衛生害虫等の駆除対策

道路側溝や都市水路等で発生するユスリカ等の有害害虫及び不快害虫の苦情があった場合、ユスリカ等を駆除するため薬剤を散布しています。また、市民が自主的にユスリカ等を駆除する際には、噴霧器の貸し出しも行っています。

ア．公共下水溝等薬剤散布事業

衛生害虫等の苦情の大部分を占めるユスリカを駆除するため、駆除要望があった場合には、随時、現地調査の上、薬剤の散布を行っており、年々減少傾向です。

散布実績

年度	作業日数	延べ散布箇所
令和 2	50.0	114
令和 3	68.0	128
令和 4	59.0	134
令和 5	40.0	93
令和 6	37.0	74
令和 7	31.0	61

イ．噴霧器の貸出し・駆除用薬剤の無償交付制度

市民が自主的に実施する衛生害虫等の駆除を推進するため、噴霧器の無償貸出し制度を実施しています。なお、感染症の予防対策としての役割が終了したことから、ユスリカ等を駆除する薬剤・殺鼠剤の無償交付は、平成 24 年度をもって終了しました。

申請件数　（件）

年度	貸出し用噴霧器	
	町会	個人
令和 2	0	0
令和 3	0	0
令和 4	0	0
令和 5	0	0
令和 6	0	2
令和 7	0	1

（２）犬の登録及び狂犬病予防注射事務

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の飼い犬について、登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務づけられています。市では登録時の鑑札や注射済票の交付などの事務を執り行っており、令和 8 年 3 月 31 日現在、20,577 頭の飼い犬が登録されています。

また、狂犬病の予防注射には、動物病院で随時接種できる個別方式と毎年 4 月から 5 月にかけて市内各所の公園等で実施する集合方式があり、その実績は次のとおりです。

狂犬病予防注射実績

年度	集合方式	個別方式	合計 (a)	原簿登録数 (b)	接種率 (a/b)
令和 2	0 頭※	14,939 頭	14,939 頭	18,592 頭	80.4%
令和 3	1,356 頭	14,118 頭	15,474 頭	18,646 頭	83.0%
令和 4	1,129 頭	14,304 頭	15,433 頭	18,598 頭	83.0%
令和 5	1,297 頭	14,023 頭	15,320 頭	19,689 頭	77.81%
令和 6	1,296 頭	14,154 頭	15,450 頭	20,118 頭	76.79%
令和 7	1,294 頭	13,780 頭	15,074 頭	20,577 頭	73.25%

※令和 2 年度集合方式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。
令和 5 年度の原簿登録数増加理由は、新規犬のマイクロチップ登録が義務化されたため。

（３）動物の飼養管理事業

野犬対策や飼い犬等の飼育管理については、狂犬病予防法や千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の規定等に基づき、千葉県（保健所・動物愛護センター）等関係機関と協力して業務を行っており、特に、犬のフンの始末など正しい飼い方を推進するための広報活動に力を入れています。

平成 26 年 6 月より、飼い主のいない猫の増加を抑え、猫による被害や迷惑を未然に防止し、市民の良好な生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることから、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を一部助成する制度を実施しています。

啓発看板交付数

年度	交付枚数
令和 2	441
令和 3	314
令和 4	680
令和 5	842
令和 6	562
令和 7	321

啓発用看板

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術交付申請件数及び交付決定額

年度	性別			合計	交付決定額
	メス	メス（妊娠）	オス		
令和 2	113 件	42 件	65 件	220 件	1,762,000 円
令和 3	87 件	29 件	67 件	183 件	1,408,000 円
令和 4	93 件	33 件	75 件	201 件	1,539,200 円
令和 5	72 件	24 件	60 件	156 件	1,179,400 円
令和 6	56 件	11 件	38 件	105 件	804,000 円
令和 7	60 件	12 件	46 件	118 件	1,600,900 円

※令和 7 年 4 月 1 日より補助金交付規則を改正し、種別毎「メス 9,000 円、妊娠しているメス 10,000 円、オス 5,000 円」から種別ごと「メス 16,000 円、オス 10,000 円」に限度額を改めた。

（４）あき地の雑草対策

「あき地の雑草等の除去に関する条例」（昭和 51 年松戸市条例第 28 号）に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害しているあき地の所有者等に対して、適切な刈取りを指導しており、その支援策として草刈機の無償貸出しを行っています。

雑草刈取り指導実績

年度	所有者等	指導対象筆数	面積
令和 2	364 人	470 筆	174,476.68 ㎡
令和 3	360 人	485 筆	167,961.95 ㎡
令和 4	347 人	465 筆	159,343.63 ㎡
令和 5	333 人	447 筆	151,963.61 ㎡
令和 6	258 人	366 筆	122,768.17 ㎡
令和 7	258 人	366 筆	138,426.27 ㎡

草刈機貸出し実績

年度	草刈機貸出し台数
令和 2	59 台
令和 3	51 台
令和 4	45 台
令和 5	56 台
令和 6	64 台
令和 7	46 台

（５）松戸市地区環境美化組織連合会

松戸市地区環境美化組織連合会は、昭和 48 年に松戸市地区衛生組織連合会として、地域の公衆衛生活動に取り組んでいる町会や自治会を会員に結成されました。これまで地域の自主的な清掃活動や衛生活動を推進するため、清掃器具の共同購入、研修会の開催などの事業活動を実施しています。平成 9 年度からは、それまでの衛生活動に加え、地域のより快適な環境づくりを目指して、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、活動範囲を拡大しています。市では、この連合会の活動を支援するため、補助金を交付するとともに事務局を務めています。

連合会の主な事業（令和７年度）

①清掃器具共同購入事業
②広報誌発行事業
③花いっぱい運動モデル事業
④環境美化啓発用看板作製・配布事業
⑤犬のふん害対策啓発事業
⑥研修事業

松戸市地区環境美化組織連合会　会員数・予算・補助金

年度	町会	世帯数	連合会事業予算額	市補助金
令和 2	59	35,071 世帯	1,403,385 円	320,000 円
令和 3	60	35,261 世帯	1,457,237 円	320,000 円
令和 4	61	36,176 世帯	1,694,011 円	320,000 円
令和 5	61	37,320 世帯	1,834,927 円	320,000 円
令和 6	59	35,087 世帯	1,844,822 円	320,000 円
令和 7	59	35,728 世帯	1,774,357 円	320,000 円

（６）災害時の防疫対策

松戸市地域防災計画に基づき、水害や震災などの災害が発生した場合に防疫活動を行うよう定められています。本市では年に数回程度浸水地区への消毒作業が発生しています。

（７）苦情相談

環境衛生に係わる苦情相談について、その概要と処理件数を示します。

ア．雑草

住宅に隣接するあき地に雑草が生い茂ったために起こる苦情相談です。その内容は害虫の発生、防犯上の問題、ごみの不法投棄の誘発など多岐にわたっています。現地調査の上、所有者等に対して刈取り指導を行います。

イ．公共下水

道路側溝、水路、都市河川などから発生するユスリカなどに対する苦情相談です。現地調査の上、必要に応じて薬剤を散布して駆除を行います。

ウ．犬・猫

犬や猫の飼養に関わる問題や飼い主のいない猫に対する苦情相談です。保健所等と連携して対応し、必要に応じて指導を行います。

エ．その他

上記以外の苦情相談です。様々な衛生害虫の駆除に関する苦情相談が含まれます。

月別苦情相談件数（令和７年度） （件）

月	雑草	公共下水	犬・猫	その他	計
4 月	4	14	4	0	22
5 月	7	15	6	0	28
6 月	18	10	9	0	37
7 月	27	4	7	0	38
8 月	15	2	6	0	23
9 月	16	0	4	0	20
10 月	14	0	8	0	22
11 月	3	3	6	0	12
12 月	4	4	3	0	11
1 月	0	0	0	0	0
2 月	1	1	3	0	5
3 月	0	8	2	1	11
計	109	61	58	1	229

年度別苦情相談件数 （件）

年度	雑草	公共下水	犬・猫	その他	計
令和 2	123	114	54	0	292
令和 3	96	128	56	0	280
令和 4	125	134	60	0	319
令和 5	114	93	60	1	271
令和 6	134	75	59	2	274
令和 7	109	61	58	1	229